

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地方税4 (固定資産税:外)
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
《要望の内容》 固定資産税の特例措置を2年間講じる。 研究開発に係る機械装置等の設備投資を行った中小企業について、 ・試作品開発の用に直接供される資産を取得した場合:5年間、固定資産税を全額免除する ・量産技術開発又は新製品開発の用に直接供される資産を取得した場合:3年間、固定資産税を全額免除する			
《関係条項》 —			
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和3年～令和9年
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		令和9年度末まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。赤字企業や利益が少ない企業を含めた中小企業の研究開発投資を後押しすることで、イノベーションを通じた「稼ぐ力」の向上を図り、我が国経済全体の発展を図る。
《政策目的の根拠》 中小企業を取り巻く経営環境は人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、その価格転嫁の難しさが重荷となっている。こうした引き続き厳しい状況にあっても経済の好循環を実現するためには、中小企業全体における生産性向上や付加価値向上が最重要課題である。一方で、生産性向上・付加価値向上が求められる赤字企業等にとっては法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的で			

			ある。そこで、全ての企業の負担となる固定資産税の減免を行い、赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上・付加価値向上を促進し、我が国の産業の基盤たる中小企業の底上げを図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) ※2026 年度(令和 8 年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な研究開発のための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	精査中
			【算定根拠】 精査中
		② 適用額	精査中
			【算定根拠】 精査中
		③ 減収額	精査中
			【算定根拠】 精査中
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》
			官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円となっている。

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 研究主体別研究費の推移(兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>－</td><td>－</td><td>62.5</td></tr><tr><td>企業</td><td>14.2</td><td>15.1</td><td>16.1</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>非営利団体・ 公共機関</td><td>1.7</td><td>1.7</td><td>2.0</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>大学等</td><td>3.8</td><td>3.8</td><td>3.9</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table> [出典:2024 年(令和 6 年)科学技術研究調査(総務省)] 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な研究開発のための設備投資へのインセンティブとなる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 － 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 －		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5	企業	14.2	15.1	16.1	－	－		非営利団体・ 公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－		大学等	3.8	3.8	3.9	－	－	
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計																																
総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5																																
企業	14.2	15.1	16.1	－	－																																	
非営利団体・ 公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－																																	
大学等	3.8	3.8	3.9	－	－																																	
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な研究開発のための設備投資へのインセンティブとなる。																																			
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業全体の研究開発の促進のためには、一定のテーマや公募時期等が設定された予算上の措置ではなく、税制措置により、分野、業種、規模、時期等に縛られない幅広い継続的な研究開発投資への支援が必要である。加えて、赤字企業等にとって法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的であるため、赤字企業を含めた全ての企業の負担となる固定資産税の減免が妥当である。																																			
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	－																																			
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業の研究開発に係る設備投資を促進することにより、中小企業の生産性向上や付加価値向上を通じて、地域の経済の活性化に資する。																																			
12	有識者の見解		－																																			

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	—
----	------------------------	---